

高度急性期と一般急性期を担う病床の機能分化②

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直し

▶急性期病床における患者像ごとの評価の適正化を図るため、**モニタリング及び処置等の項目(A項目)**について、**急性期患者の特性を評価する項目**とし、「**一般病棟用の重症度、医療・看護必要度**」に名称を変更する。

現行(A項目)	
1	創傷処置
2	血圧測定
3	時間尿測定
4	呼吸ケア
5	点滴ライン同時3本以上
6	心電図モニター
7	シリンジポンプの使用
8	輸血や血液製剤の使用
9	専門的な治療・処置 ①抗悪性腫瘍剤の使用、②麻薬注射薬の使用 ③放射線治療、④免疫抑制剤の使用、⑤昇圧剤の使用、 ⑥抗不整脈剤の使用、⑦ドレナージの管理



※ B項目については変更なし。

[経過措置]

・上記の取り扱いについては、平成26年10月1日から施行する。

改定後(A項目)	
1	創傷処置 <u>褥瘡処置</u> いずれか1つ以上該当する場合 <u>(削除)</u>
2	呼吸ケア <u>(喀痰吸引のみの場合を除く)</u>
3	点滴ライン同時3本以上
4	心電図モニター
5	シリンジポンプの使用
6	輸血や血液製剤の使用
7	専門的な治療・処置 ①抗悪性腫瘍剤の使用 (注射剤)、②抗悪性腫瘍剤の内服 ③麻薬注射薬の使用 ④麻薬の内服・貼付 ⑤放射線治療、 ⑥免疫抑制剤の使用、⑦昇圧剤の使用、⑧抗不整脈剤の使用、 ⑨抗血栓栓薬の持続点滴 ⑩ドレナージの管理

※A項目2点以上かつB項目3点以上の該当患者割合 1割5分以上 については変更なし。

※救命救急入院料を算定する治療室を有する保険医療機関の病棟、及び、
専門病院入院基本料(悪性腫瘍7割以上)についても、1割5分以上の基準を適用。